

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第112号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月10日（土） 22時16分ごろ
発生場所	愛媛県松山市野忽那島西方沖 松山市所在の野忽那港北防波堤灯台から真方位217°760m付近 （概位 北緯33°58.1′ 東経132°40.9′）
事故等調査の経過	平成26年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート カワミ、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	252-26207 広島、株式会社カワミ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（同乗者）
損傷	船首部船底に破口
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、野忽那島とその西方の睦月島との間の芋子瀬戸を北北西進中、平成26年5月10日22時16分ごろ、船首が野忽那島西方沖の岩礁に乗り揚げた。 同乗者は、乗揚の衝撃で左手母指裂創を負った。 船長は、自力で離礁した後、愛媛県松山市中島東方沖を航行中、警報音が鳴って機関が停止したので、機関室を点検したところ、同室等が浸水していることを認め、海上保安庁に携帯電話で通報して救助を求めた。 本船は、来援した巡視艇により、中島までえい航された後、修理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約157cm（松山）
その他の事項	船長は、往航時に芋子瀬戸の中央を航行し、野忽那島南方沖で釣りをを行った後、帰航時に芋子瀬戸を野忽那島の海岸に寄って航行した。 船長は、野忽那島周辺での釣りの経験が2回あったが、同島西方沖の岩礁の存在を知らなかった。 船長は、野忽那島の海岸から100m程度離れていれば航行の支障となる岩礁などはないと思っていた。 本船には、海図は備え付けられていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、愛媛県松山市の芋子瀬戸を北北西進中、船長が、野忽那島西方沖の岩礁の存在を知らなかったことから、同島の海岸から100m程度離れていれば航行に支障となる岩礁などはないと思って航行し、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、愛媛県松山市の芋子瀬戸を北北西進中、船長が、野忽那島西方沖の岩礁の存在を知らなかったため、同島の海岸から100m程度離れていれば航行に支障となる岩礁などはないと思って航行し、同岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に海図等を用いて航行経路の水路調査を行うこと。 ・ 事故が発生した場合には、自船の損傷状況を十分に調査すること。